

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2019年3月

2019年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
第3条の2の3(在留資格等の届出) お客様が日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合には、<u>在留資格および在留制限その他の必要な事項を当社所定の方法によって当社に届け出ていただくことがあります。</u>	(新 設)
第3条の2の4(外国政府等において重要な地位を占める方・その家族等であることの確認) (省 略)	第3条の2の3(外国政府等において重要な地位を占める方・その家族等であることの確認) (省 略)
第3条の4(口座開設後の確認) (1)当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。 ①～③(省 略) ④お客様ご本人またはご家族が第3条の2の4に規定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場合。 <u>(2)上記(1)に定めるほか、当社は、顧客情報を適切に管理するため、お客様に対し、期限を定めて各種確認や資料の提出等を求めることがあります。</u>	第3条の4(口座開設後の確認) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。 ①～③(省 略) ④お客様ご本人またはご家族が第3条の2の3に規定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場合。 (新 設)
第5章 有価証券の保護預り	
第27条(保護預り証券) 当社は、第2条(2)①に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u>	第27条(保護預り証券) 当社は、第2条(2)①に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
第19章 雑則	
第165条(取扱いの停止または解約) (1)(省 略) ①～⑥(省 略) ⑦お客様が、有価証券等(日興MRFを除きます。)の取引を伴わない入出金を継続的に行い、または、継続的に正当な理由なく入出金を細分して行う等、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を通知した場合。 ⑧～⑨(省 略) (2)～(7) (省 略) (8)当社は、第3条の4(1)に規定する確認の手続きが完了するまでの間、入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止または制限することができるものとします。また、確認に応じていただけない場合、または確認の結果、当社がお客様との取引の継続を望ましくないと判断した場合、当社は、解約を通知したうえで、各契約および取扱いを解約することができるものとします。 (9)当社は、お客様が次に掲げる場合に該当するときは、この約款に基づく取引の一部または全部を制限することがあります。ただし、当社は、お客様から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当該制限を解除するものとします。 ①第3条の2の3の規定にもとづき届出のあった在留期限が到来した場合 ②第3条の4(2)にもとづく当社の確認や資料の提出等の依頼に対し正当な理由なく当社が定める期限までに応じていただけない場合 ③第3条の4(2)にもとづく当社の確認や資料の提出等の依頼に対するお客様の対応、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情等を考慮して、お客様の資金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合	第165条(取扱いの停止または解約) (1)(省 略) ①～⑥(省 略) ⑦お客様が、有価証券等(日興MRFを除きます。)の取引を伴わない入出金を継続的に行い、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を通知した場合。 ⑧～⑨(省 略) (2)～(7) (省 略) (8)当社は、第3条の4に規定する確認の手続きが完了するまでの間、入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止または制限することができるものとします。また、確認に応じていただけない場合、または確認の結果、当社がお客様との取引の継続を望ましくないと判断した場合、当社は、解約を通知したうえで、各契約および取扱いを解約することができるものとします。 (新 設)

(10)当社は、お客様が次に掲げる場合に該当するときは、お客様に通知することにより、この約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。 ①当社が法令で定める第3条の本人確認を行うにあたって、お客様について確認した事項、第3条の2の3の規定にもとづく届出事項または第3条の4(2)の規定にもとづく当社からの確認や資料の提出等の依頼に対する回答(上記(9)③のお客様の説明内容等を含みまず。)に関し、虚偽が明らかになった場合 ②上記(9)にもとづく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合 ③お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (11)お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。 (12)お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。	(新 設) (9)お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。 (10)お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。
第167条(届出事項の変更) (1)氏名、住所、個人番号その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、ならびにご本人またはご家族が第3条の2の4に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。 (2)～(7)(省 略)	第167条(届出事項の変更) (1)氏名、住所、個人番号その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、ならびにご本人またはご家族が第3条の2の3に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。 (2)～(7)(省 略)
2019年4月1日改定	平成30年9月1日改定
つみたてプラン約款	
(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に<u>申込手数料1.0%(税抜)</u>を乗じて得た金額に消費税相当額を加えた額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。 2(省 略) (1)～(3)(省 略)	(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に<u>1.08%(税抜1.0%)</u>を乗じて得た金額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。 2(省 略) (1)～(3)(省 略)
2019年4月1日改定	平成30年3月1日改定

2019年2月15日を効力発生日として約款・規定を改定しております。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第9章 金額・株数指定取引	
第92条(売買の方法) (1)(省 略) ①～④(省 略) ⑤スプレッドは、<u>0.01</u>を上限として当社所定の方法により概算注文金額(金額指定の場合は、「当該注文金額」のことを、株数指定の場合には、「約定日の前営業日の大引け後に、金融商品取引所が公表する基準値段×売買数量」(円未満切上げ)のことをいいます。以下同じ。)に応じて変動します。 ⑥～⑦(省 略) (2)(省 略)	第92条(売買の方法) (1)(省 略) ①～④(省 略) ⑤スプレッドは、<u>0.02</u>を上限として当社所定の方法により概算注文金額(金額指定の場合は、「当該注文金額」のことを、株数指定の場合には、「約定日の前営業日の大引け後に、金融商品取引所が公表する基準値段×売買数量」(円未満切上げ)のことをいいます。以下同じ。)に応じて変動します。 ⑥～⑦(省 略) (2)(省 略)
第92条の2(発注の方法) (1)(省 略) ①売り注文 イ. 金額指定の場合は、<u>500円以上500円単位</u>。 ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>500円以上</u>または「全部売却」。 ②買い注文 イ. 金額指定の場合は、<u>500円以上500円単位</u>。 ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>500円以上</u>または「単元株化」(金株口座において管理される有価証券に係る、お客様が権利を有する有価証券の持分(以下この章において「有価証券持分等」といいます。))が最低売買単位未満の数量である場合に、最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けることをいいます。以下同じ。なお、当該単元株化に必要な数量は自動的に計算されます。) (2)～(6)(省 略)	第92条の2(発注の方法) (1)(省 略) ①売り注文 イ. 金額指定の場合は、<u>1万円以上1,000円単位</u>。 ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>1万円以上</u>または「全部売却」。 ②買い注文 イ. 金額指定の場合は、<u>1万円以上1,000円単位</u>。 ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>1万円以上</u>または「単元株化」(金株口座において管理される有価証券に係る、お客様が権利を有する有価証券の持分(以下この章において「有価証券持分等」といいます。))が最低売買単位未満の数量である場合に、最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けることをいいます。以下同じ。なお、当該単元株化に必要な数量は自動的に計算されます。) (2)～(6)(省 略)
2019年2月15日改定	平成30年9月1日改定

生命保険料振込に関する約款

2019年3月

第1条(約款の趣旨)

この生命保険料振込に関する約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様がSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)を募集代理人として保険会社に生命保険契約の申込みをする場合の一時払保険料の振込に関する取扱い(以下「本取扱い」といいます。)について定めたものです。

第2条(保険料の振込依頼)

- 1.当社は、お客様が保険会社に書面による生命保険契約の申込み(以下「書面申込み」といいます。)を行い、当該生命保険契約の申込書類においてその一時払保険料(以下「振込依頼金額」といいます。)の払込経路を当社経由と指定する場合において、生命保険料に係る振込依頼書(以下「振込依頼書」といいます。)を提出いただくときは、お客様から当社に対して当該生命保険契約の振込依頼金額の振込依頼があったものとして取り扱います。
- 2.お客様がタブレット端末等の電子機器を利用した生命保険契約の申込み(以下「ペーパーレス申込み」といいます。)を行う場合において、当該電子機器の申込み画面上で振込依頼金額の払込経路を当社経由と指定するときは、前項の振込依頼書を別途提出いただくなくとも、お客様から当社に対して当該生命保険契約の振込依頼金額の振込依頼があったものとみなします。

第3条(保険会社への振込み)

当社は、お客様から前条に規定する振込依頼金額の振込依頼を受けた場合、以下の対応を行います。

- ① 円貨の場合:お客様の口座の日興MRFまたは預り金(円貨)の残高(以下「円貨振込可能残高」といいます。)から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。なお、円貨振込可能残高が日興MRFである場合には、振込依頼金額相当額について日興MRFを換金したうえで振込みを行います。
- ② 外貨の場合:お客様の口座の払込(指定)通貨建ての預り金の残高(以下「外貨振込可能残高」といいます。円貨振込可能残高と外貨振込可能残高を併せて、以下「振込可能残高」といいます。)から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。

第4条(振込日)

- 1.当社は、保険会社の指定口座への振込依頼金額の振込み(以下「本振込み」といいます。)を、以下の日付(以下、「当初振込日」といいます。)で行います。
 - ① お客様が書面申込みを行った場合:当社の本社担当部署が生命保険契約の申込書類を受け付けした日の翌々営業日
 - ② お客様がペーパーレス申込みを行った場合:当社の取扱店から本社担当部署に対して本振込みの指示を行った日の翌々営業日
- 2.お客様が一つ又は複数の生命保険契約の申込みを行った場合において、振込可能残高が振込依頼金額に不足することが判明したときは、当社は、全部または一部の生命保険契約の申込みについて、当初振込日付での本振込みを行いません。
- 3.前項の場合において、保険会社が振込みを受け付ける期間内に振込可能残高が振込依頼金額に達したことを当社が確認できたときは、原則として、当該確認日の翌々営業日(以下「再振込日」といいます。)付で本振込みを行います。
- 4.当初振込日または再振込日が払込(指定)通貨発行国の休日にあたるため振込手続きができない場合は、その翌営業日に本振込みを行います。

第5条(振込みの中止)

本振込みは、以下の各号のいずれかに該当した場合、中止されるものとします。

- ① 当社が振込依頼金額を保険会社に振り込むための手続きを完了するまでに、お客様が振込依頼金額の振込依頼を中止する旨当社に申し出た場合
- ② 当社が本振込みを不可能または困難と判断した場合

第6条(免責事項)

本取扱いについてお客様に生じた損失または損害については、当社はその責めを負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により生じた損失または損害についてはこの限りではありません。

第7条(他の規定・約款との関係)

- 1.お客様に提出いただく振込依頼書に、生命保険料振込に関する規定(以下「個別振込規定」といいます。)が定められている場合において、個別振込規定の内容が本約款の内容と異なるときは、個別振込規定の内容が優先するものとします。
- 2.本約款に定めのない事項については、証券取引約款の定めに従うものとします。

第8条(合意管轄)

本約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条(約款の変更)

- 1.本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本取扱いを行う上で必要が生じたと当社が判断したときは改定されることがあります。
- 2.当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。
- 3.前項の通知または掲載があった場合に所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないとき、若しくはお客様から当社に振込依頼金額の振込依頼があった時点をもって、当社は、お客様が本約款の改定に同意いただいたものとして取り扱います。

以上
2019年3月25日制定

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2019年3月

2019年7月16日(国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日)を効力発生日(注)として約款・規定を改定いたします。

下線部分が改定箇所となります。

(注)当該実施日が変更された場合には、変更された実施日を効力発生日とします。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第3章 お客様からの注文の受付	
第22条の2(有効期間) (1) (省 略) (2) (省 略) ①～② (省 略) ③発行者が基準日を設定する場合 <u>基準日から起算して3営業日前の日</u> ④～⑤ (省 略)	第22条の2(有効期間) (1) (省 略) (2) (省 略) ①～② (省 略) ③発行者が基準日を設定する場合 <u>基準日から起算して4営業日前の日</u> ④～⑤ (省 略)
第7章 株式ミニ投資	
第75条(受渡しその他の決済方法) 取引成立後の受渡しなどの処理については、次の各号に定めるところによります。 ①本章の規定に基づき、選定銘柄の買付注文を行ったお客様は、 <u>約定日から起算して3営業日目</u> の午前9時までに、買付株式の代金および第78条①に規定する取扱料を当社に交付するものとします。 ②本章の規定に基づき、選定銘柄の売付注文を行ったお客様は、 <u>約定日から起算して3営業日目</u> の午前9時までに当該売付株式に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。	第75条(受渡しその他の決済方法) 取引成立後の受渡しなどの処理については、次の各号に定めるところによります。 ①本章の規定に基づき、選定銘柄の買付注文を行ったお客様は、 <u>約定日から起算して4営業日目</u> の午前9時までに、買付株式の代金および第78条①に規定する取扱料を当社に交付するものとします。 ②本章の規定に基づき、選定銘柄の売付注文を行ったお客様は、 <u>約定日から起算して4営業日目</u> の午前9時までに当該売付株式に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。
第8章 株式累積投資	
第85条(買付時期および価額) (1)～(6) (省 略) (7) 上記(1)および(2)の買付注文の <u>約定日から起算して3営業日目</u> を当該株式の買付日とします。 (8)～(10) (省 略)	第85条(買付時期および価額) (1)～(6) (省 略) (7) 上記(1)および(2)の買付注文の <u>約定日から起算して4営業日目</u> を当該株式の買付日とします。 (8)～(10) (省 略)
第87条(売却) (1)～(5) (省 略) (6) 当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、 <u>買取日から起算して3営業日目</u> にお客様にお支払いします。 (7) (省 略)	第87条(売却) (1)～(5) (省 略) (6) 当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、 <u>買取日から起算して4営業日目</u> にお客様にお支払いします。 (7) (省 略)
第9章 金額・株数指定取引	
第92条(売買の方法) (1) (省 略) ①～⑦ (省 略) (2) お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引の売買注文の執行は、次条(3)に規定する日興イーजीトレードの最終受付時間の属する日(以下「注文日」といいます。)の立会時間終了時において成立するものとし、これを約定日とし、 <u>この日から起算して3営業日目</u> を受渡日とします。	第92条(売買の方法) (1) (省 略) ①～⑦ (省 略) (2) お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引の売買注文の執行は、次条(3)に規定する日興イーजीトレードの最終受付時間の属する日(以下「注文日」といいます。)の立会時間終了時において成立するものとし、これを約定日とし、 <u>この日の3営業日目</u> を受渡日とします。
<u>2019年7月16日改定</u>	<u>平成30年9月1日改定</u>
外国証券取引口座約款	
第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	
(受渡日等) 第14条 (省 略) (1) (省 略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、 <u>約定日から起算して3営業日目</u> とします。	(受渡日等) 第14条 (省 略) (1) (省 略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、 <u>約定日から起算して4営業日目</u> とします。
<u>2019年7月16日改定</u>	<u>平成30年9月1日改定</u>